

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 4 月 24 日（角田衛生センター）

平成 24 年 4 月 25 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	1,100 (33)	1,800 (27)	2,900
大河原衛生センター	8,000 以下	1,100 (32)	1,500 (26)	2,600

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 5 月 23 日（角田衛生センター）

平成 24 年 5 月 11 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	810 (27)	1,200 (22)	2,010
大河原衛生センター	8,000 以下	1,800 (30)	2,500 (25)	4,300

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 6 月 14 日（角田衛生センター）

平成 24 年 6 月 12 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	730 (25)	1,000 (22)	1,730
大河原衛生センター	8,000 以下	1,700 (30)	2,500 (28)	4,200

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 7 月 16 日（角田衛生センター）

平成 24 年 7 月 20 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	930 (24)	1,500 (24)	2,430
大河原衛生センター	8,000 以下	610 (26)	970 (20)	1,580

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 8 月 16 日（角田衛生センター）

平成 24 年 8 月 21 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	510 (23)	780 (17)	1,290
大河原衛生センター	8,000 以下	850 (31)	1,330 (23)	2,180

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 9 月 13 日（角田衛生センター）

平成 24 年 9 月 13 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	490 (22)	790 (18)	1,280
大河原衛生センター	8,000 以下	610 (23)	910 (21)	1,520

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 10 月 26 日（角田衛生センター）

平成 24 年 10 月 12 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	200 (17)	410 (17)	610
大河原衛生センター	8,000 以下	1,000 (27)	1,700 (23)	2,700

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 11 月 12 日（角田衛生センター）

平成 24 年 11 月 8 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	330 (21)	560 (18)	890
大河原衛生センター	8,000 以下	530 (26)	950 (19)	1480

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 12 月 27 日（角田衛生センター）

平成 24 年 12 月 7 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	280 (19)	490 (17)	770
大河原衛生センター	8,000 以下	520 (29)	990 (23)	1,510

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 1 月 24 日（角田衛生センター）

平成 25 年 1 月 21 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	84 (12)	162 (14)	246
大河原衛生センター	8,000 以下	230 (17)	390 (13)	620

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 2 月 26 日（角田衛生センター）

平成 25 年 2 月 19 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	210 (18)	390 (10)	600
大河原衛生センター	8,000 以下	190 (17)	350 (15)	540

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 3 月 4 日（角田衛生センター）

平成 25 年 3 月 7 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	160 (17)	310 (14)	470
大河原衛生センター	8,000 以下	280 (18)	560 (17)	840

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。